



<弔慰金及び家族弔慰金>

○組合員又は被扶養者が水震火災その他非常災害(公務上を含む)により死亡した場合に、組合員は標準報酬月額1月分(被扶養者はその7割額)を支給します。

○添付書類

「埋火葬許可証の写」又は「死亡診断書の写」等

「戸籍謄本」